

福島県復興公営住宅 城北団地

会津若松市城北町地内

入居者募集

一般公営住宅の入居資格者の方も
お申込みいただけます。

[申込受付期間]

令和7年12/1(月)～9(火)
必着



募集団地の概要

○住所

会津若松市城北町1-20～28,
1-30～41, 1-43

○住宅の構造等

木造平屋 2戸1棟 8戸

木造平屋 戸建て 12戸

木造2階建て 2戸1棟 10戸

※ペットを飼うことができます。

主な周辺施設までの道のり

- ・スーパー 約 350m
- ・バス停 約 450m (大町中央公園停留所)
- ・小学校 約 130m (城北小学校)
- ・中学校 約 850m (第一中学校)
- ・病院 約 800m (内科、胃腸科)
- ・役所等 約1450m (会津若松市役所)

※団地敷地の出入口から対象施設の敷地出入口までの道のりによる
最短距離(10m単位に切り上げ)



スーパー (約350m)



内科医院 (約800m)



城北小 (約170m)



第一中学校 (約850m)

※周辺施設の写真は各施設の公式HPから引用しています

お問い合わせ・申込先

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

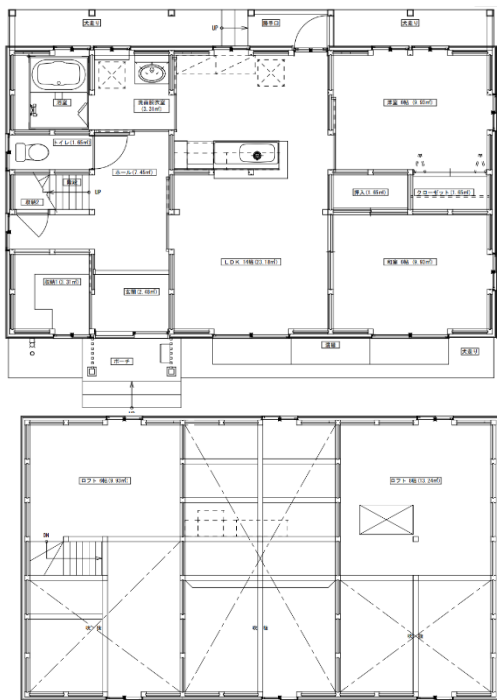
受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

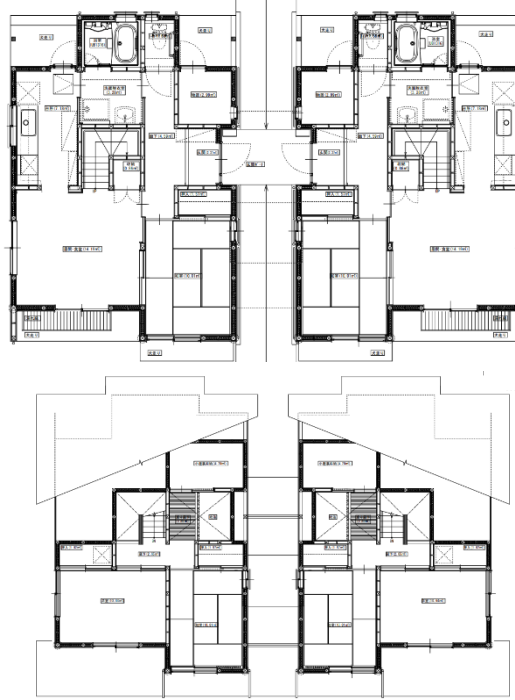
URL: <https://npo-junkan.jp/fukkou/>



2LDK
平屋
戸建て



3LDK
2階建て
2戸1棟



【復興公営住宅とは】

復興公営住宅は、東日本大震災に伴う原子力災害による避難者の居住の安定を図るため整備された住宅です。

【家賃】公営住宅法に基づき、世帯の総収入と住宅の広さ・立地場所・築年数・設備の充実さ等に応じて算出されます。

【住戸】水回りは浴槽や給湯器が備付けで、3箇所給湯（キッチン、洗面所、浴室）など住宅設備が充実しています。

【駐車場】1世帯に1台以上用意されています。

団地内
バリアフリー

浴槽、給湯器
備付け
3箇所給湯

駐車場
1台以上/世帯
整備



【入居申し込み方法】

入居申込書を、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求いただくか、センターのホームページからダウンロードして、必要事項を記入の上、必要書類を添付して、センターへお送りください。

福島県復興公営住宅入居支援センター

〒960-8043 福島県福島市中町 8-2 福島県自治会館 7 階

URL: <https://npo-junkan.jp/fukkou/>



【入居要件】

- 次のいずれかに該当する方 ※
平成 23 年 3 月 11 日時点で田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に住んでいた方で、次の（1）（2）に該当する方。
 (1) 避難指示が継続している区域に住んでいた方（居住制限者）
 (2) 避難指示が解除された区域に住んでいた方（旧居住制限者）で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 (3) 東日本大震災で発生した地震又は津波により被災した方（地震・津波被災者）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 (4) 平成 23 年 3 月 11 日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に住んでいた方（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
 (5) 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方（県営住宅入居資格者）
- 県税の滞納がない方
- 過去に県営住宅に住んでいた場合、現在、家賃の滞納がない方
- 暴力団員でない方
- 現に同居、または同居しようとする親族がいる方（1 の（3）、（5）の方のみ）
（ただし一部単身での入居が可能な場合あり）
- 世帯収入が、次の基準額を超えない方（1 の（3）、（4）、（5）の方のみ）
 【基準月額】 一般世帯：15 万 8 千円、 裁量世帯：21 万 4 千円（高齢者、障がい者世帯など）

※現在お住まいの住所と同じ市町村内の復興公営住宅へ申し込む場合は、通常の住宅困窮要件に加え、別に定める要件を満たす必要があります。また、避難指示区域の外（解除された区域を含む）に居住可能な住居（戸建て住宅やマンションなど、ただし、1(4)の方については、H23.3.11 時点で中通り又は浜通りで居住していた住居を除く）を所有している方は応募できません。